

国史跡

土佐藩主山内家墓所

整備事業概要(令和2・3年度)



初代一豊墓標

公益財団法人 土佐山内記念財団

はじめに

土佐藩主山内家墓所が国史跡に指定されて6年となりますが、令和3年度には石垣修復に向けた工事が始まるなど、整備事業もいよいよ本格化してまいりました。そこで、当墓所と整備事業の概要を市民や教育現場、研究者の皆様等にご紹介し、その重要性についてご理解を賜るとともに、事業の経過を後世のため記録していくことを目的として本冊子を作成いたしました。

I. 山内家と墓所

土佐藩主山内家墓所は、江戸時代に土佐藩20万石を領した国持大名である山内家歴代の墓所として営まれたもので、高知城の南東約2kmにある筆山北嶺^{ひつざん}に位置しており、すぐ北側には筆頭菩提寺^{ぼだいじ}である曹洞宗真如寺^{そうとう しんにょじ}があります。初代土佐藩主の山内一豊^{かつとよ}は尾張国に生まれ、豊臣秀吉の下で数々の武功を上げて出世を重ねた後、関ヶ原の合戦で徳川方についたことで、土佐一国を拝領しました。四国を統一しながらも同合戦に敗れた長宗我部氏に代わり、この地に一豊が入国したのは慶長6（1601）年のことで、以降明治維新に至るまで山内家が土佐藩主を務めています。

初代藩主一豊・2代忠義は土佐で死去し筆山に葬られましたが、3代忠豊は参勤中に江戸で亡くなりました。4代豊昌は忠豊の遺骸を土佐まで運び葬儀を営むとともに、一豊墓の改葬を含めた本格的な墓所造成を行います。こうして、江戸参勤中の藩主が亡くなった場合に国許^{くにもと}へ遺骸^{いがい}を持ち帰り葬儀・埋葬する「帰葬^{きそう}」や、儒教の影響のもとに初代一豊墓を最上段として、その下段の左右に歴代藩主墓を設ける墓所配置「昭穆制^{しょうぼく}」、墓石の笠付型への統一など、その後の藩主葬送の基礎が築かれました。

当墓所は墓標、生前の業績を刻んだ亀趺碑^{きふひ}、据石^{とうろう}、燈籠^{ちようずばち}、手水鉢、石畳、境界石列や門跡などからなる廟^{びよう}と、石造物、参道、境界・排水施設、石垣、造成面や樹木など廟以外の要素によって構成されており（図1）、特筆すべき特徴としては以下の3点が挙げられます。

① 「帰葬」によりほぼ全藩主の廟が1箇所に造営されている

江戸で亡くなった藩主の遺骸を地元を持ち帰るのは大変な作業であり、江戸にも墓所を置いていた藩が少なくありませんでした。土佐藩では「帰葬」に加え、江戸時代を通し国替えがなかったおかげで、明治時代に東京で死去した15代豊信を除く全ての藩主が1箇所に埋葬されており、全国的にも稀有な事例といえます。

② 近代以降の改変が少なく、造営時の姿を保っている

明治の宗旨替えにより、仏式から神道形式に改葬された大名家墓所が少なくない中で、当墓所では江戸時代の廟の構造が改変されなかったため造営時の状態が良く保たれており、墓域の拡大、廟所の配置や向きなどの変遷を系統的に辿ることができる数少ない史跡といえます。

③ 墓所の造営や葬送儀礼に関わる文献史料が豊富である

歴代藩主の葬送儀礼や墓所造営に関する文書や絵図が多数伝来しており、役人の構成、諸作業に伴う手続き、人員動員や物資調達、道具や材料などに関する情報を知ることができます。

II. 国史跡指定の経緯と概要

土佐藩主山内家に伝来する古文書や美術工芸品などが高知県へ移管される際に、移管作業・管理・公開を担う組織として平成7年、財団法人土佐山内家宝物資料館（現 公益財団法人土佐山内記念財団）が設立されました。山内家の祭祀の場であった当墓所についても、保存・活用すべき文化遺産であるという認識のもと、調査研究が進められ、平成17年以降は墓所に関する展示の開催に合わせる形などで一般公開が実施されるようになりました。墓所の恒久的な保存と活用に関する機運が高まる中、

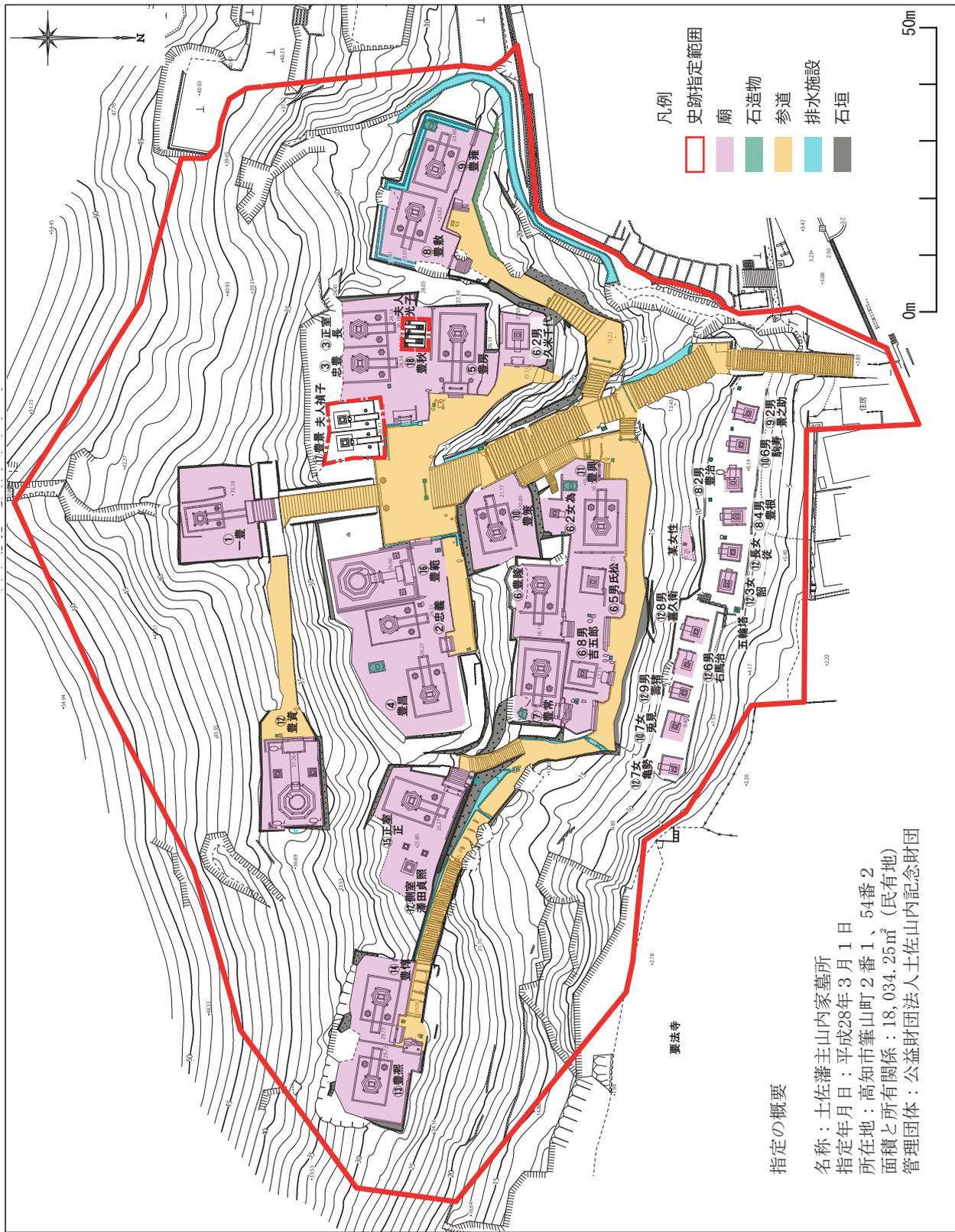


図1 土佐藩主山内家墓所史跡指定範囲と主な構成要素

平成25年に高知県は国の史跡指定を目指して「土佐藩主山内家墓所調査活用委員会」を組織し、その助言により実施された各種調査をもとに、平成27年には文化庁に対して史跡指定の意見具申を行いました。文化審議会による答申を踏まえ、平成28年3月には「幕藩体制下の大名の墓制・葬制を知るうえで貴重である」として、図1の範囲が国史跡に指定されるに至りました。

Ⅲ. 整備基本計画の概要

1) 策定の経緯

当墓所では幕藩体制の崩壊により公的管理が廃止された後、長い年月の経過とともに石造物の劣化や、樹木の繁茂などによる石垣の崩落が進行しています。国の史跡指定を受けて、平成30年に策定された『国指定史跡土佐藩主山内家墓所保存活用計画書』では、所有者・管理団体・地域住民・行政機関・学識経験者ほかの関係者により、史跡指定の意義や本質的価値の再確認、現状及び課題の把握がなされ、望ましい保存・活用に向けてさまざまな合意事項が定められました。同年、そこで示された基本方針に沿って、具体的な整備内容や方法、実施工程等について協議、検討するために、専門家からなる「土佐藩主山内家墓所整備活用委員会」が設置され、令和2年には協議の成果をまとめた『国指定史跡土佐藩主山内家墓所整備基本計画』が策定されました。

2) 計画の内容

本計画の基本理念には、大名墓地としての威厳を保ちつつ、国民共有の財産としての価値を高め、これらを次世代に継承していくために、科学的な調査・研究を根拠とした整備を行うこと、市民の安全と財産の保全を確保するために必要な措置は優先的に検討すること、などが掲げられています。

こうした基本理念のもとに、①地区別整備方針、②遺構保存に関する計画、③歴史的建造物・石垣・庭園等の修復に関する計画、④動線計画、⑤地形保存・修復に関する計画、⑥雨水排水に関する計画、⑦遺構の表現に関する計画、⑧修景および植栽に関する計画、⑨案内・解説施設に関する計画、⑩管理施設および便益施設に関する計画、⑪公開・活用およびそのための施設に関する計画、⑫周辺地域の環境保全に関する計画、⑬地域全体における関連文化財との有機的な整備に関する計画、⑭整備事業に必要な調査等に関する計画、などが定められました。

このうち、①では墓所の公開に向けた地区別の整備についても指針が示されており、石造物や石垣の状態、復旧に要する期間などの観点から、初代一豊廟のある墓域1地区、10代豊策廟とよかつのある墓域6地区等を公開に向けて優先して整備していく一方で、その他の地区に関しては当面立入を制限しながら、地盤の安全性の確認、石垣や斜面地の整備、破損が目立つ石造物の修理など、中長期的な視野から地区ごとの課題の解決に向けて取り組んでいくこととなりました。

また、これらの計画に基づき実施される整備事業は、災害対応など緊急性を要するものから、石造物の劣化への対応など長期的視野を要するものまで多岐にわたるため、短期（10年以下）・中期（11～20年）・長期（21～35年）に区分して段階的に実施していく予定です。

3) 第1次短期事業計画（令和2～11年度）の概要（図2）

文化庁や高知県の助成を受け、令和2年度から始まった第1次短期事業計画では、まず石造物の劣化への環境の影響を把握するための気温・湿度・日照量の継続的な測定や、各墓標の劣化状況の調査を行っています。また、石垣と地形に関しては現況測量やカルテ作成により基礎的データを記録収集し、整備事業の対象とされた石垣については発掘調査を実施します。そうした調査の結果を踏まえながら、傷みの激しい遺構の保全や、市民の安全確保を目的とする整備事業を優先的に実施していく予定で、具体的には墓域3～5・9地区の破損した石垣を修復するほか、小規模な子供墓標で有効性を検証した上で、3代忠豊墓標など劣化の著しい藩主墓標の保存処理を行います。また、墓所の西端に沿って延びる遊歩道との隣接部に落下物防止ネットを設置し、倒木の危険がある支障木の伐採や、傾斜計による斜面・石垣の継続的な観測を行っています。

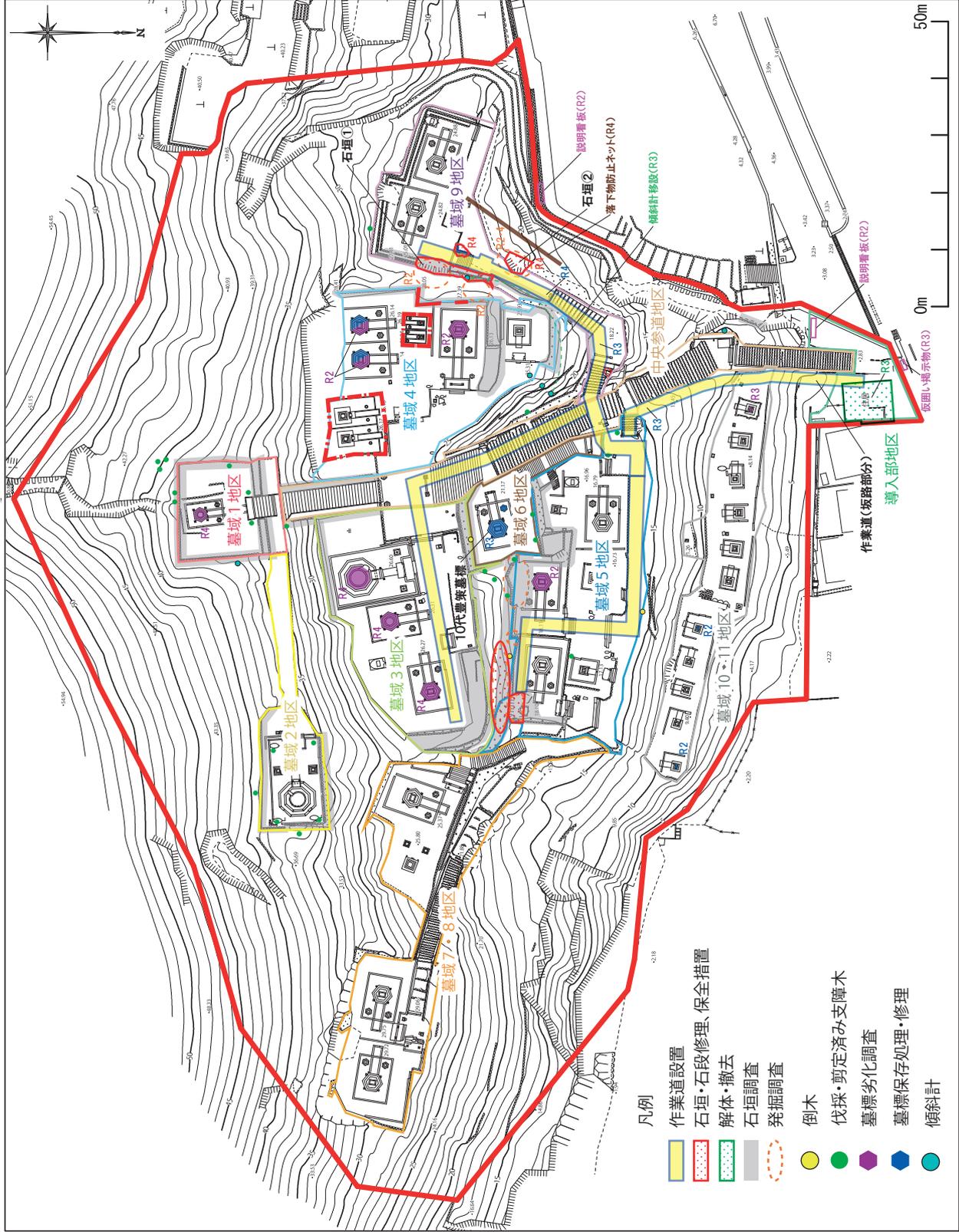


図 2 土佐藩主山内家墓所短期事業(令和2～11年度)年次計画概要図

IV. 令和2～3年度の事業の内容

第1次短期事業計画のうち、令和2～3年度に実施した主な事業は以下のとおりです。

1) 石垣整備と発掘調査

墓域9地区の参道東側の石垣①と、西側の石垣②（図2）については、一部に崩落や^{はら}孕みが見られることから、令和4～7年度にかけて修復整備工事を実施する予定です。工事に先立ち、発掘調査や測量によって現況を記録し、築造時の構造を確認するなど、修復に必要な資料を得ておく必要があることから、令和2年度に石垣と直交する方向の小規模なトレンチを計6箇所設定して発掘調査を行いました（写真1）。石垣①は参道と墓域4地区を隔てる位置にあり、盛土により築かれたとみられる土塁の西斜面に構築されています。土塁の上面では一部で石垣とは別の低い石積み列が発見され、周辺には瓦や漆喰片が散乱していることからみて、この石積みの上には目隠しのための築地塀が築かれていた可能性があることが分かりました。一方、石垣②では排水等の機能をもたせるために石垣の裏側に詰める「ぐり石」と呼ばれる石の層の厚さが、38～70cmに及ぶことが確認されました。



写真1 石垣①の発掘調査



写真2 作業道（坂路部分）設置工事

令和3年度には、これらの石垣修復整備工事に向けた準備として、重機等が導入部地区から修復作業箇所まで進入するための作業道の設置工事（写真2）と、作業道の入口の障害となる家屋の解体撤去工事を実施しました。作業道は地形によって、盛土による坂路と、石段の上に足場を組む敷鋼板路を組み合わせており、ルート上の手水鉢等の一時的な移設や、後述する番人小屋推定地への鉄板の敷設を行いながら、遺構を傷めないような工法で造成しています。

2) 支障木伐採・剪定と倒木撤去

江戸時代には当時の文献や絵地図から、当墓所の入口に番人小屋が設置され、各被葬者の命日に行われる行事の対応や維持管理を担当する番人が詰めていたことが分かります。しかし、幕藩体制の崩壊によりそうした維持管理体制が無くなるとともに、墓域の縁辺部や斜面部には草木が繁茂するようになったようで、近年では成長した木々の根が石垣や石造物を圧迫・変形したり、強風や大雨によって倒れた木が墓標などを損傷するという事例も多く見られるようになってきました。

令和2年6月には倒木の直撃を受けた12代豊資8男喜久衛の墓標が転倒し、同3年4月には10代豊策の墓標と灯籠（写真3）に欠損やずれが生じました。こうした事故への対策として、植生を専門とする墓所整備活用委員会委員の助言をもとに、樹勢の衰えや立地の不安定さ、根腐れの進行度合いなどから墓所内の支障木をリストアップし、危険度に応じて伐採計画を策定・更新しています。それらの支障木のうち、令和2年度には墓域1・2地区を中心に計14本を伐採し、計2本の倒木を処理

しました。また、同3年度には墓域5・6地区を中心に計7本を伐採、計2本を剪定し、1本の倒木を処理しています(図2)。

樹木の分布状況は墓所内の環境と密接につながっており、風通しや日当たりを悪くすることで湿度の高止まりを招いている場合もあれば、直射日光の遮蔽による石造物の劣化速度の低減や斜面地の安定化に寄与している場合もあることから、伐採計画はそうしたバランスを勘案しながら慎重に進めていく予定です。



写真3 倒木によって損傷した10代豊策墓標・灯籠

3) 墓標修理・保存処理と劣化調査

当墓所にある墓標の多くは石材として砂岩が使われていますが、砂岩は加工が容易である一方で、温湿度変化や水の浸透により劣化しやすく、外部からの衝撃にも脆いという特徴を持っています。そこで、年代の古いものや傷みの激しいものから順に、打音調査や赤外線サーモグラフィ撮影によって、剥離の有無など墓標の状態を確認する劣化調査を進めています。劣化の進行が確認されたものには、薬剤による石材強化、剥離や亀裂の拡大を防ぐための樹脂・擬石材の充填、コケ類の付着を防ぐための撥水剤の塗布などを組合わせた保存処理を行います。薬剤の影響を経過観察するため、現状では小規模な子供墓標で先行して保存処理を実施しています。また、倒木などで損傷した墓標には、ずれた部位の位置修復や、剥離した破片の接着などの修理が必要となります。



写真4 10代豊策墓標・灯籠の修理

令和2年度には、3代忠豊・3代正室長光院(長姫)・5代豊房・6代豊隆の墓標について劣化調査を、12代豊資7女亀勢の墓標について保存処理を、倒木で転倒した12代豊資8男喜久衛の墓標について修理と保存処理を実施しました。また令和3年度には、9代豊雍2男景之助の墓標について劣化調査を、倒木で欠損やずれが生じた10代豊策の墓標・灯籠(写真4)について修理を行いました(図2)。

4) 維持管理と安全管理

墓標等の石造物にもっとも影響を与えるのが温度・湿度・日照度などの環境変化ですが、当墓所では各石造物の劣化の進行度との関係や支障木伐採に伴う環境変化などを調査するため、計11基の温湿度計・日照計を各墓域に設置し、観測を続けています。また石垣や石段の緩みの原因や、木の生育の障害となる草・竹類については、繁茂の著しい部分などについて一部作業を委託しながら、除去を行っています。

一方、安全管理に関しては、斜面や石垣に計4基の傾斜計を設置して、計測値に異常が無いか日々監視しています。令和3年度には、前述した墓域9地区の石垣に傾斜計1基を移設し変状を監視するとともに、令和4年度には当該石垣の下に落下物防止ネットを設置する予定です(図2)。



写真5 4代豊昌墓標の前での特別公開の様子



図3 国史跡土佐藩主山内家墓所整備事業完成予想図（『整備基本計画書』より）

V. 墓所の特別公開

整備基本計画では文化遺産として当墓所を保存・継承するとともに、その活用をはかっていくことを柱の一つに掲げており、導入部地区には史跡への理解を深めるための公開展示の場、情報発信や学びの場、史跡ボランティアの活動拠点などとしての役割をもつ便益施設の設置が計画されています。こうした整備が完了するまでにはまだ長い年月が必要ですが、それまでの間、当墓所を見学していただく機会として、毎年3月に特別公開日を設けています（写真5）。特別公開日には安全が確保できた墓域について一般公開を行っており、整備の進展とともに段階的に公開期間や範囲を拡げていくことを目指しています。公開日等に関する情報は高知城歴史博物館のホームページに掲載されますので、皆様のご参加をお待ちしております。

年3月に特別公開日を設けています（写真5）。特別公開日には安全が確保できた墓域について一般公開を行っており、整備の進展とともに段階的に公開期間や範囲を拡げていくことを目指しています。公開日等に関する情報は高知城歴史博物館のホームページに掲載されますので、皆様のご参加をお待ちしております。

The Gravesite of the Yamauchi family

Yamauchi Katsutoyo and his descendants had reigned Tosa as their own domain for 16 generations throughout the Edo period (1603-1868), and their graveyard was constructed on Hitsuzan (Mt.Hitsu), located south of Kochi Castle. 15 lords including a part of their wives and children who died in infancy, were buried there. This gravesite was designated as a National Historical Site in 2016 for its unique historical significance, to learn about the burial system of feudal lords under the Shogunate system in particular. Valued specific features are as follows. First, almost all of the lords were buried in the same graveyard, including those who died during their duties at Edo (present-day Tokyo) and were sent back to Tosa. Second, their Buddhist style gravestones are preserved in good condition, having survived the harsh anti-Buddhist movement that swept over Japan in the early Meiji era. Third, a lot of historical documents that record the funeral services and the construction process of the graves, are also preserved. With a view of opening this gravesite fully to the public in the future, we have been implementing various projects, such as restoring the stone walls, providing preservative treatment to gravestones, and cutting down the withered trees.

編集・発行 公益財団法人 土佐山内記念財団
高知県高知市追手筋2丁目7番5
発行日 令和4年9月30日

特別公開日については下記までお問い合わせ下さい。
高知城歴史博物館 HP
<http://www.kochi-johaku.jp/>
TEL 088-871-1600

